第4章 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの 検査要請事項に関する報告等

第1節 国会及び内閣に対する報告

第1 租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について

537 法人

検 査 対 象 金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 会計名及び科目 一般会計 国税収納金整理資金 (款)歳入組入資金受入

(項)各税受入金

租税特別措置 (中小企業等の 貸倒引当金の特例)の概要 中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、法定繰入率を用いる ことができるとしたり、中小企業等のうち公益法人等及び協同組合等 について、繰入限度額を更に割増ししたりする特別措置

133 億円(平成 27 年度)

延べ 1,780,541 法人 1 兆 2902 億円(平成 23 年度~27 年度)

1,494 法人 2 億 4668 万円 (平成 27 年度)

割増特例に係る 適用法人数及び 適用総額 8,846 法人 4577 億円 (平成 27 年度)

割増特例に係る 法人税の減収見 込額(財務省試 質)

72 億円(平成 27 年度)

 277 法人 18 億 1472 万円(平成 27 年度)

1 検査の背景

(1) 租税特別措置の趣旨

租税特別措置(以下「特別措置」という。)は、所得税法(昭和40年法律第33号)、法人税法(昭和40年法律第34号)等で定められた税負担に対して、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)に基づいて特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するなどのための特別な政策手段であるとされ、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものである。

(2) 特別措置を取り巻く状況

平成26年6月に政府税制調査会から報告された「法人税の改革について」によれば、法人税改革の具体的な改革事項として、成長志向の法人税改革を行うに当たり、課税ベースを拡大し、法人税率の引下げ等を行うこととされている。この中で、「政策税制については経済社会環境の変化に応じて必要性と効果を検証し、真に必要なものに限定する必要がある」などとされている。そして、その見直しに当たって、期限の定めのある政策税制は、原則として、期限到来時に廃止するなどといった基準に沿って、ゼロベースでの見直しを行い、その際には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づき実施される特別措置の適用の実態の調査(以下「適用実態調査」という。)の結果等を踏まえることとされている。

(3) 貸倒引当金に係る特例の概要

貸倒引当金は、法人税法第52条の規定により、貸倒れ等による損失が見込まれるもののその損失の見込額として、中小企業、公益法人等、協同組合等(信用金庫等、信用組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等の法人税法別表第3に掲げる法人)、銀行等が、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている(以下、上記の所得の金額の計算上、貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、損金の額に算入できる上限となる金額を「繰入限度額」という。)。

(注1) 中小企業 株式会社等の普通法人のうち、資本金(出資金を含む。)の額が1億円以下 であるもの。ただし、事業年度終了の時において資本金の額が5億円以上である法 人等との間に当該法人等による完全支配関係がある法人を除く。

繰入限度額は、法人の有している金銭債権を、貸倒れ等の事由による損失が見込まれる一定の要件を満たすことにより個別に評価する金銭債権と、それ以外の一括評価金銭債権とに区分して、それぞれの金銭債権について計算することとなっている。

- 一括評価金銭債権には、売掛金、受取手形等(以下、これらを合わせて「売掛債権」という。)と、貸付金その他これらに準ずる金銭債権とがある。そして、一括評価金銭債権に係る繰入限度額は、期末の一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(以下「期末一括評価債権額」という。)を基に、次の算式により計算することとなっている。
- 一括評価金銭債権に係る繰入限度額=期末一括評価債権額×貸倒実績率
 - (注2) 貸倒実績率 次の算式により算出した割合であり、小数点第4位未満を切り上げることとなっている。

貸倒実績率= 前3年内事業年度における貸倒損失等の平均額 前3年内事業年度における期末一括評価債権額の平均額

ただし、措置法第57条の9第1項の規定により、中小企業、公益法人等、協同組合等及び人格のない社団等(以下、これらを合わせて「中小企業等」という。)については、一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、次の算式のとおり、貸倒実績率に代えて、法定繰入率により計算することも認められている。

一括評価金銭債権に係る繰入限度額

=(期末一括評価債権額-実質的に債権とみられないものの額)×法定繰入率

そして、法定繰入率については、昭和60年度以降(金融及び保険業(以下「金融保険業」という。)については56年度以降)、表1のとおり、事業区分ごとに1000分の3から1000分の13までの範囲で定められている。

AT FRED CCOLARACT	
事業区分	法定繰入率
卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)	10/1000
製造業(電気業、ガス業等を含む。)	8/1000
金融保険業	3/1000
割賦販売小売業等	13/1000
その他の事業	6/1000

表1 事業区分ごとの法定繰入率

さらに、公益法人等及び協同組合等の一括評価金銭債権に係る繰入限度額については、 措置法第57条の9第3項の規定によれば、貸倒実績率により計算した場合の繰入限度額 又は法定繰入率により計算した場合の繰入限度額のいずれかの110%相当額とすることと されている(以下、これにより繰入限度額を割増しする措置を「割増特例」といい、割増特例により割増しされた率を「割増率」という。)。

(注3) 110% 相当額 昭和55年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度においては116% 相当額、24年4月1日から29年3月31日までの間に開始する事業年度においては112% 相当額であり、110% 相当額は29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されている。

(4) 貸倒引当金に係る特例の主な沿革

法定繰入率により繰入限度額を算出する措置は、昭和25年度税制改正により事務の簡素化等を目的として創設されて以降、法人税法等で規定されていた。法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨に鑑みて、常に貸倒実績率をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとすることが必要であるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率とのかい離がある場合には引下げ等が行われてきた。また、昭和54年度税制改正において貸倒実績率による繰入限度額の計算が導入され、従前は法定繰入率のみが定められていたところ、貸倒実績率と法定繰入率のいずれかにより繰入限度額を計算できることとなった。

(注4) 法人税法 法人税法は昭和40年に全部改正されており、法定繰入率により繰入限度 額を算出する措置が創設された昭和25年度税制改正当時は改正前の法人税法(昭和 22年法律第28号)である。 その後、平成10年度税制改正において、法定繰入率により繰入限度額を算出する措置 は法人税法等の規定から削除されることとなった。ただし、中小企業等については、措置 法において、引き続き適用が認められることとなった。

割増特例は、昭和41年度税制改正により、当時の中小企業の倒産状況から貸倒れの発生率が特に大きいと考えられた中小企業の実情に即して、中小企業等における債権回収の不安を少なくして、併せてその企業の財務基盤を強化することを目的に、2年間の時限措置として創設されたものであるが、その後も1年から3年ごとに延長されている。平成12年度税制改正により、割増特例の適用対象法人から中小企業が除外され、公益法人等及び協同組合等(以下、公益法人等と協同組合等とを合わせて「割増特例対象法人」という。)に限定された。

(5) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額

売掛債権の貸借対照表価額は、企業会計上、取得価額とされており、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する課税資産の譲渡等に該当する場合は、当該売掛債権は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含めた価額となっている(以下、課税資産の譲渡等に該当する売掛債権を「課税売掛債権」という。)。また、措置法第57条の9第1項の規定に基づく法定繰入率により繰入限度額を算出する措置(以下「繰入率特例」という。)において期末一括評価債権額から控除される「実質的に債権とみられないものの額」の中には、課税売掛債権に係る消費税等に相当する額(以下「仮受消費税相当額」という。)は含まれていない。したがって、繰入率特例における繰入限度額は、仮受消費税相当額を含む期末一括評価債権額に基づき算出されることとなる。

一方、消費税法第39条等の規定によれば、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税に相当する額は課税標準額に対する消費税額から控除することとされていることなどから、課税売掛債権に係る仮受消費税相当額は損失とはならないこととなっている。

(6) 繰入率特例及び割増特例の適用実績等

租特透明化法に基づく適用実態調査のうち、適用額明細書を利用する調査については、 税額又は所得の金額を減少させる法人税関係特別措置が対象となっている(以下、適用額明細書を利用する調査の対象となる特別措置を「調査対象特別措置」という。)が、繰入率特例については、財務省の説明によれば、各法人にとって法定繰入率が必ずしも貸倒実績率に比べて有利となるわけではなく税負担の軽減又は繰延べを行う措置ではないとされている。このため、繰入率特例は、調査対象特別措置として定められておらず、これまで適用実態調査は行われていない。

(注 5) 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該申告書に係る事業年度又は連結 事業年度において適用を受ける調査対象特別措置の内容、適用額その他の事項を記載した一覧表

一方、割増特例については、平成29年2月に国会に提出された「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下「27年度適用実態報告書」という。)によると、27年4月1日から28年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度(以下「27終了事業年度」という。)における適用法人数は8,846法人、適用総額は4577億余円となっている。そして、業種別の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める

割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっている。また、割増特例に係る27終了事業年度における法人税の減収額は、財務省の試算で72億円と見込まれている。

(7) 関係省庁及び財務省における特別措置の検証

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証

特別措置を特定の政策目的を実現するための手段として位置付けている行政機関(以下「関係省庁」という。)は、税負担の軽減又は繰延べを行う特別措置のうち、一定の要件を満たす法人税に係る特別措置の期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合には、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)に基づいて政策の事前評価及び事後評価を行うことが義務付けられている。また、政策評価法によれば、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に把握することなどとされており、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成22年5月政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。)によれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。

イ 税制改正要望の際の検証

関係省庁は、財務省に提出する「税制改正要望書」(以下「要望書」という。)において、特別措置による減収見込額や政策目標の達成状況を提示することなどにより、当該特別措置の効果等の検証を行っている。また、特別措置には、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特別措置であることが要請されていることを踏まえて、関係省庁は、要望書にこのような要請を満たしているか否かを記載することとなっている。そして、財務省は、関係省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、特別措置の効果等の検証を行っている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

法定繰入率は、概算で繰入率を定めているという趣旨からすれば、常に貸倒実績率をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものにすることが必要であるとして、制度創設以降、随時、貸倒れの実績率とのかい離がある場合には引下げ等が行われてきたが、昭和60年度以降(金融保険業については56年度以降)、法定繰入率の見直しは行われていない。一方、平成元年4月に消費税が導入され、逐次税率が引き上げられる中で、期末一括評価債権額に含まれる損失とならない仮受消費税相当額が拡大していると思料される。

また、割増特例は、昭和 41 年度に 2 年間の時限措置として制度が創設されて以降、累次にわたる延長とともに、適用対象法人及び割増率の見直しを経て現在に至っている。そして、前記のとおり、27 年度適用実態報告書において、業種別の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める割合が、適用額では 95.1% となっている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、①繰入率特例における繰入限度額は、貸倒実績率等をしんしゃくしつつ、合理的に測定された適正なものとなっているか、②期末一括評価債権額の算出は合理的なものとなっているか、③割増特例は、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限のものとなっているか、④関係省庁及び財務省における中小企業等の貸倒引当金の特例(以下「貸倒引当金の特例」という。)の検証は適切に行われているかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、次の①及び②の法人に係る繰入率特例の適用状況を国税庁及び農林 水産省から提出を受けた資料により検査するとともに、③の法人に係る期末一括評価債権 額に含まれる仮受消費税相当額等の状況並びに④及び⑤の法人に係る割増特例の適用状況 を法人税確定申告書等により検査した。

- ① 平成23終了事業年度から27終了事業年度までにおいて、国税庁が実施した「会社標 (注6) 本調査」の対象となった延べ7,196,895法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損 金の額に算入等した全法人延べ2,048,944法人
- ② 会計実地検査等で農林水産省から提出を受けた資料において、27 終了事業年度に繰入率特例を適用している農業協同組合等701法人
- ③ 56 税務署において、27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度 (以下「27 開始事業年度」という。)に繰入率特例を適用している法人のうち 100 万円以上 の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業 1.618 法人
- ④ 27 終了事業年度における信用金庫等全 266 法人、信用組合等全 154 法人及び労働金庫等全 14 法人並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等全 718 法人、漁業協同組合等全 111 法人及び農林中央金庫、計 1,264 法人
- ⑤ 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)等に基づき、本院に国税収納金整理資金 徴収額計算書の証拠書類として提出されたe-Tax データによる法人税確定申告書(以 下「e-Tax データ」という。)において、27終了事業年度に貸倒引当金繰入額を損金の額 に算入している割増特例対象法人1,494法人

そして、関係省庁である金融庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省 (以下「5省庁」という。)において、政策評価に係る関係資料や要望書における貸倒引当金 の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。また、財務省にお いて、貸倒引当金の特例の検証状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

- (注 6) 「会社標本調査」の対象 会社標本調査の対象には、公益法人等及び協同組合等は含まれていない。
- (注7) 56 税務署 札幌西、函館、帯広、釜石、仙台南、大河原、山形、郡山、宇都宮、前橋、所沢、春日部、越谷、松本、千葉西、松戸、麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、品川、四谷、新宿、本郷、江東西、大森、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、板橋、横浜中、神奈川、川崎南、横須賀、小田原、福井、昭和、熱田、豊橋、一宮、北、東、南、堺、豊能、富田林、葛城、出雲、徳島、松山、西福岡、大分各税務署
- (注8) 損金の額に算入している中小企業 繰入率特例を適用している中小企業を各税務署当 たり貸倒引当金繰入額が高額なものから最大で30法人を抽出して、当該法人に係 る法人税確定申告書等の提出を受けた。
- (注9) e-Tax データ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された法人税確定 申告書のうち、計算証明規則等に基づき本院に証拠書類として提出されたもので税 務署の規模に応じて資本金(出資金を含む。)や税額が一定額以上の法人税申告デー

ょ

3 検査の状況

(1) 繰入率特例の適用状況等

ア 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

(ア) 会社標本調査の対象となった内国普通法人におけるかい離の状況等

23 終了事業年度から 27 終了事業年度までにおいて会社標本調査の対象となった内国普通法人延べ 7,196,895 法人のうち、貸倒引当金繰入額、貸倒損失等を損金の額に算入等した全法人延べ 2,048,944 法人において、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人は延べ 1,808,149 法人(期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計 6 兆 8570 億余円)となっていた。このうち、繰入率特例を適用している法人は延べ 1,780,541 法人(期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額の損金算入額計 1 兆 2902 億余円)であり、期末一括評価債権額に係る貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している法人全体に占める割合は 98.4% となっていた。

法人税法第52条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有していることから、法定繰入率については、貸倒実績率や、その近似値として算出する貸倒損失発生率等を踏まえたものでなくてはならないと思料される。

そこで、会社標本調査の対象となった内国普通法人を対象として、事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、表2のとおり、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っており、金融保険業においては、法定繰入率が貸倒損失発生率の30倍高い状況となっていた。

(注10) 貸倒損失発生率 平成23終了事業年度から27終了事業年度までの各終了事業年度について、事業区分ごとにそれぞれの年度に計上した貸倒損失額等が、それぞれの年度の期末一括評価債権額に占める割合を算出し、算出した割合の5か年度分の合計を5で除することで算出している。

事業区分	法定繰入率	貸倒損失発生率
卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む。)	10/1000	2.2/1000
製造業(電気業、ガス業等を含む。)	8/1000	2.2/1000
金融保険業	3/1000	0.1/1000
割賦販売小売業等	13/1000	0.2/1000
その他の事業	6/1000	3.0/1000

(イ) 農業協同組合等、信用金庫等及び信用組合等における法人税の減収額等

5省庁において、法定繰入率と貸倒実績率のかい離の状況等を把握しているか確認 したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人である信用金庫 等、信用組合等及び農業協同組合等からアンケートを徴するなどして、かい離の状況 等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所 管している消費生活協同組合等、中小企業等協同組合等におけるかい離の状況等を把 握していなかった。 かい離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料において繰入率特例を適用している農業協同組合等701法人のうち、貸倒実績率が資料に記載されていないなどの法人を除く537法人(金融保険業に限る。)の27終了事業年度における貸倒実績率をみると、272法人において0であったり、130法人において1000分の0.1であったりしており、多数の法人において金融保険業に係る法定繰入率1000分の3を大幅に下回っていた。

そこで、上記の537法人について、27終了事業年度における貸倒引当金繰入額の 損金算入額及び貸倒実績率により算出した繰入限度額を基に、繰入率特例による法人 税の減収額を推計したところ、計133億余円となった。

さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は法定 繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況を把握した上で、繰入率特例による信用金庫及 び信用組合に係る法人税等の減収額は約 285 億円(うち法人税の減収額は約 199 億円) と推計していた。そして、金融庁によれば、その内訳は、27 終了事業年度に繰入率 特例を適用している信用金庫 173 法人に係る減収額が計約 278 億円(うち法人税の減収額は計約 191 億円)、28 終了事業年度に繰入率特例を適用している信用組合 133 法 人に係る法人税の減収額が計約 7 億円となっていた。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

イ 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

前記のとおり、繰入率特例における貸倒引当金の繰入限度額は、仮受消費税相当額を含む期末一括評価債権額に基づき算出される。一方、消費税法第39条等の規定により、消費税等の課税事業者が有する課税売掛債権が貸し倒れた場合には、当該課税売掛債権に係る消費税等に相当する額は損失とはならないこととなっている。

法人税法第52条の規定のとおり、貸倒引当金は損失の見込額という性格を有するものとなっている。そして、繰入率特例においては、「期末一括評価債権額」から、貸倒れの際に損失とならない「実質的に債権とみられないものの額」を控除した上で、法定繰入率により計算することとなっている。しかし、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額は、損失とはならないのに、期末一括評価債権額に含めて繰入率特例における繰入限度額を算出しており、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される。

そこで、56 税務署において27 開始事業年度に繰入率特例を適用し、100 万円以上の貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している中小企業1,618 法人を抽出し、このうち免税事業者14 法人、簡易課税を適用している8 法人及び売掛債権の期末残高がない37 法人を除く1,559 法人に係る法人税及び消費税等の確定申告書により、仮受消費税相当額を試算したところ、計1221 億3387 万余円となっていた。

試算した仮受消費税相当額に法定繰入率を乗ずるなどして貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額を集計したところ、計10億6884万余円となっていた。また、上記1,559法人のうち、所得がある1,494法人に係る貸倒引当金繰入額のう

ち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計 10 億 4100 万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計 2 億 4668 万余円となっていた。

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価 債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なもの とはなっていないと思料される。

ア及びイのとおり、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があること、期 末一括評価債権額に損失とならない仮受消費税相当額が含まれていることなどから、繰入 率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえない おそれがあると認められる。

(2) 割増特例の適用状況

ア 協同組織金融機関における自己資本比率等の状況

前記のとおり、割増特例の目的は、割増特例対象法人について、貸倒引当金の繰入限 度額を引き上げることにより財務基盤を強化することなどとされており、財務基盤を強 化するためには、内部留保を充実させることが必要であるといわれている。

前記のとおり、27 年度適用実態報告書において、業種別の割増特例の適用実績(単体法人に限る。)をみると、金融保険業の全体に占める割合が、適用件数では22.2%であるが、適用額では95.1%となっていた。また、租特ガイドラインによれば、特別措置等による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。そこで、割増特例対象法人のうち、協同組合等であって金融保険業を営む法人である信用金庫等、信用組合等及び労働金庫等並びに預貯金取扱金融機関である農業協同組合等、漁業協同組合等及び農林中央金庫(以下、これらを合わせて「協同組織金融機関」という。)計1,264法人について、割増特例により財務基盤の強化が図られているかをみるために、公表資料等を基に、割増特例の適用状況、自己資本比率、利益剰余金の額等をみたところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 割増特例の適用状況

協同組織金融機関 1,264 法人について、27 終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、割増特例を適用している協同組織金融機関(以下「割増適用金融機関」という。)が 1,084 法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が 180 法人となっていた。

(イ) 自己資本比率

協同組織金融機関が預貯金取扱金融機関としての財務の健全性を判断するための基準として、金融庁等は「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)等を定めており、当該基準として自己資本比率が規定されている。そして、当該基準には国内基準と国際統一基準が定められており、国内にのみ営業拠点を置く際には国内基準により、自己資本比率4%以上が必要とされている。また、国外にも営業拠点を置く際には国際統一基準により、自己資本比率8%以上が必要とされている。そして、農林中央金庫以外の協同組織金融機関は、国内にのみ営業拠点を置く預貯金取扱金融機関である。

(注11) 自己資本比率 預貯金取扱金融機関の財務諸表で算出される出資金、利益剰余金、貸倒引当金等の額を分子として、保有する資産について、資産の種類ごとに定められたリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額であるリスク・アセットの額を分母として算出される。

そこで、財務基盤の状況をみるために、割増適用金融機関 1,084 法人について、27 終了事業年度における自己資本比率をみたところ、公表資料等による 27 終了事業年度における全国の銀行 116 法人の自己資本比率の平均値(以下「銀行平均値」という。) である 10.7% 以上となっている割増適用金融機関が 966 法人(割増適用金融機関 1,084 法人に占める割合 89.1%) 見受けられた。

(ウ) 利益剰余金の額等

利益剰余金の額は、自己資本の重要な要素となっている。そこで、割増適用金融機関1,084法人について、27終了事業年度における利益剰余金の額をみたところ、「法人企業統計調査結果(平成27年度)」(財務省)における「金融業、保険業」の平均利益剰余金の額(以下「平均利益剰余金」という。)である8億8649万円以上となっている法人が901法人(割増適用金融機関1,084法人に占める割合83.1%)見受けられた。

また、割増適用金融機関 1,084 法人について、27 終了事業年度における当期純利益の額をみたところ、「法人企業統計調査結果(平成 27 年度)」(財務省)における「金融業、保険業」の平均当期純利益の額である 1 億 4157 万円以上となっている法人が 639 法人(割増適用金融機関 1,084 法人に占める割合 58.9%) 見受けられた。

イ e-Tax データを基に分析した割増適用法人における割増適用減税額等の状況

(ア) 割増適用法人における割増適用減税額等の状況

割増特例の適用による法人税の減税額(以下「割増適用減税額」という。)等の状況をみるために、e-Tax データから 27 終了事業年度に貸倒引当金繰入額を損金の額に算入している割増特例対象法人を抽出したところ、1,494 法人がこれに該当した。この1,494 法人について、27 終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、割増特例を適用している法人(以下「割増適用法人」という。)が1,285 法人、割増特例を適用していない法人が209 法人となっていた。

そこで、割増適用法人 1,285 法人について、27 終了事業年度における割増適用減税額の総額をみたところ、計 18億5746 万余円となっていた。そして、割増適用減税額が1000 万円以上の業態別法人数及び当該法人に係る割増適用減税額の総額をみると、信用金庫が32法人計 10億7037 万余円、信用組合が6法人計1億5913 万余円、農業協同組合等が5法人計1億0155 万余円、合計43法人(割増適用法人1,285法人に占める割合3.3%)13億3106万余円(同71.6%)となっていた。

平成29年度税制改正において、財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえて、法人税関係の中小企業向けの各特別措置については、31年4月1日以後に開始する事業年度から、前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられている。

これを踏まえて、割増適用法人 1,285 法人のうち、e-Tax データにより、25 終了 事業年度、26 終了事業年度及び 27 終了事業年度の 3 か年度における所得金額が把握 できる 928 法人の 3 か年度平均所得金額をみたところ、平均所得金額が 15 億円を超 える法人が 20 法人見受けられた。そして、この 20 法人に係る 27 終了事業年度における割増適用減税額は計 7 億 4339 万余円(割増適用法人 1,285 法人に係る割増適用減税額の 40.0%) となっていた。

(イ) 割増適用金融機関における割増適用減税額等の状況

前記 27 終了事業年度の e-Tax データから抽出した割増特例対象法人 1,494 法人のうち、協同組織金融機関は 325 法人であった。これら協同組織金融機関 325 法人について、27 終了事業年度における割増特例の適用状況をみたところ、割増適用金融機関が 277 法人、割増特例を適用していない協同組織金融機関が 48 法人となっていた。

割増適用金融機関 277 法人について、27 終了事業年度における割増適用減税額の 総額をみたところ、計 18 億 1472 万余円となっており、割増適用法人 1,285 法人に係 る割増適用減税額の 97.6% を占めていた。

そして、割増適用金融機関 277 法人の自己資本比率をみたところ、銀行平均値である 10.7% 以上となっている法人が 229 法人見受けられた。この 229 法人に係る割増 適用減税額は計 11 億 4669 万余円となっており、割増適用法人 1,285 法人に係る割増 適用減税額の 61.7% を占めていた。

また、割増適用金融機関 277 法人の利益剰余金の額についてみたところ、平均利益 剰余金である 8 億 8649 万円以上となっている法人が 219 法人見受けられた。この 219 法人に係る割増適用減税額は計 17 億 8151 万余円となっており、割増適用法人 1,285 法人に係る割増適用減税額の 95.9% を占めていた。

自己資本の主なものは、出資金及び利益剰余金の額である。そこで、割増適用金融機関 277 法人の出資金及び利益剰余金の額の合計額についてみたところ、100 億円以上となっている法人が99 法人見受けられた。この99 法人に係る割増適用減税額は計15 億7194 万余円となっており、割増適用法人1,285 法人に係る割増適用減税額の84.6%を占めていた。

ア及びイのとおり、e-Tax データを基に分析した割増適用金融機関 277 法人における割増適用減税額は計 18 億 1472 万余円となっていたが、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である 10.7% 以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である 8 億 8649 万円以上となっていたりなどしていて、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(3) 貸倒引当金の特例の検証状況

ア 関係省庁における特別措置に関する政策評価法等に基づく検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなって いないため、5省庁は事前評価及び事後評価を行っていなかった。

一方、割増特例については、5省庁全てが政策評価法等に基づく検証を行っていた。前記のとおり、租特ガイドラインによれば、特別措置による効果については、直接的効果を把握することなどとされている。5省庁が作成した事前評価書等をみると、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰り \overline{D} I等となってお

り、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。

(注12) 資金繰り DI 「DI」は「Diffusion Index」の略。前期に比べて資金繰りが「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いた数値

イ 税制改正要望の際の検証状況

繰入率特例については、税制改正の要望を行っていないため、5省庁は要望の際の検 証を行っていなかった。一方、財務省は、貸倒損失発生率を把握していた。

割増特例については、5省庁は1年から3年ごとに期限の延長の要望書を提出しており、税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、要望書の内容をみると、割増特例の目的は割増特例対象法人における財務基盤の強化であるとしているにもかかわらず、割増特例の適用による効果としては、地域金融システムの安定化に寄与していること、融資余力が生まれること、地域経済への悪影響を回避することなどとしており、割増特例により割増特例対象法人における財務基盤の強化が図られているかについての分析は行われていなかった。また、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。一方、財務省は、5省庁から提出を受けた要望書等を参考にして、割増特例の効果の検証等を行っていた。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

ア 繰入率特例の適用状況等

(ア) 法定繰入率と貸倒損失発生率とのかい離の状況等

会社標本調査の対象となった内国普通法人における事業区分ごとの貸倒損失発生率を算出したところ、全事業区分において法定繰入率が貸倒損失発生率を大幅に上回っていた。そして、5省庁において、法定繰入率と貸倒実績率とのかい離の状況等を把握しているか確認したところ、金融庁及び農林水産省は、それぞれの所管している法人からアンケートを徴するなどして、かい離の状況等を把握していた。一方、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、それぞれの所管している法人におけるかい離の状況等を把握していなかった。かい離の状況等を把握していた農林水産省から会計実地検査等で提出を受けた資料により、農業協同組合等537法人の27終了事業年度における繰入率特例による法人税の減収額を推計したところ、計133億余円となった。さらに、財務省から会計実地検査等で提出を受けた資料等によれば、金融庁は信用金庫及び信用組合に係る法人税等の減収額を約285億円(うち法人税の減収額は約199億円)と推計していた。

このように、法定繰入率と貸倒損失発生率との間に大幅なかい離があることなどから、繰入率特例における繰入限度額は合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

(イ) 期末一括評価債権額に含まれる仮受消費税相当額等の状況

56 税務署における消費税等の課税事業者で所得がある 1,494 法人について、消費税等の課税事業者において損失とはならない仮受消費税相当額に係る貸倒引当金繰入額のうち損金の額に算入されたと見込まれる額は、計 10 億 4100 万余円であり、これを基に推計した法人税の減収額は計 2 億 4668 万余円となっていた。

このように、消費税等の課税事業者において生ずる仮受消費税相当額を期末一括評価債権額に含めて繰入限度額を算出しているため、損金の算入額が必ずしも合理的なものとはなっていないと思料される。

イ 割増特例の適用状況

e-Tax データを基に分析した割増適用金融機関 277 法人における割増適用減税額は計 18 億 1472 万余円となっていた。一方、割増適用金融機関の多くについて、自己資本比率が銀行平均値である 10.7% 以上となっていたり、利益剰余金の額が平均利益剰余金である 8 億 8649 万円以上となっていたりなどしていて、その財務基盤は充実していると思料された。このように、財務基盤の強化を図るという割増特例の目的に照らして、割増特例の対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあると認められる。

ウ 貸倒引当金の特例の検証状況

繰入率特例については、政策評価法等において、政策評価の義務付け対象とはなっていないため、5省庁は事前評価及び事後評価を行っていなかった。また、5省庁は税制 改正の要望を行っていないため、要望の際の検証を行っていなかった。

一方、割増特例については、5省庁は政策評価法等に基づく検証を行っており、また、1年から3年ごとに税制改正要望の際の検証を行っていた。しかし、政策評価の内容をみると、効果の測定に用いられた指標は、融資先への貸出残高や中小企業の資金繰り DI 等となっており、割増特例が割増特例対象法人の財務基盤の強化に及ぼす効果を直接示すと思料される指標は含まれていなかった。また、5省庁は、税制改正要望の際に、課税の公平原則に照らして、国民の納得できる必要最小限の特別措置となっているか否かについての検証を行っていなかった。

(2) 所見

特別措置は、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられているものであり、その効果を不断に検証して真に必要なものに限定すべきであるとされている。

貸倒引当金の特例について、繰入率特例に係る適用実態調査が実施されていないため適用実績の把握が困難な場合もあるものの、繰入率特例においては、繰入限度額が合理的に測定されるなどしたものとなっているとはいえないおそれがあること、割増特例においては、その対象が必要最小限のものとなっているとはいえないおそれがあることを踏まえ、5省庁は、引き続きその検証等の基礎となる適用実績の把握等に努めるなどして、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものとなっているかなどの観点により検証を行い、国民に対する説明責任を的確に果たしていくことが望まれる。

また、財務省においても、貸倒引当金の特例について今後とも十分に検証していくことが望まれる。

本院としては、今後とも貸倒引当金の特例の適用状況並びに関係省庁及び財務省による検証状況について、引き続き注視していくこととする。